

議第2号

高山市行政不服審査法施行条例について

高山市行政不服審査法施行条例を次のように制定するものとする。

平成28年2月29日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

行政不服審査法の施行に伴い高山市行政不服審査会の組織及び運営その他同法の施行について必要な事項を定めるため制定しようとする。

## 高山市行政不服審査法施行条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき設置する高山市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 審査会は、委員5名以内で組織する。

### (委員)

第3条 委員は、法令又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (会議の非公開)

第4条 法第43条第1項の規定による諮問に基づき行う審査会の調査審議の手続は、非公開とするものとする。

### (その他組織及び運営に関する事項)

第5条 前3条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### (行政不服審査審理員の任用等)

第6条 市長は、法第2章第3節に規定する審理手続を行わせるため、同節の業務を遂行するために必要な知識、技能及び経験を有する者を行政不服審査審理員として任用する。

2 第3条の規定は、行政不服審査審理員について準用する。ただし、補欠に関する規定を除く。

### (弁明書の提出)

第7条 処分庁(法第4条第1号に規定する処分庁をいう。)は、次に掲げる書面を保有するときは、法第29条第3項第1号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

(1) 高山市行政手続条例（平成8年高山市条例第11号）第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書

(2) 高山市行政手続条例第27条第1項に規定する弁明書

### (手数料)

第8条 法第38条第1項（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第216条第1項及び地方税法(昭和25年法律第226号)第433条第11項において読み替えて準用する場合を含む。次項及び第9条において同じ。)及び法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による閲覧に係る手数料は、無料とする。

2 法第38条第1項及び法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付に係る手数料（以下「交付手数料」という。）の額は、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第12条第1項に定める額とする。

3 法第38条第5項（公職選挙法第216条第1項及び地方税法第433条第11項において読み替えて準用する場合を含む。）及び法第81条第3項において準用する法第78条第5項の規定による交付手数料の免除については、交付の申請をする者が経済的困難により納付する資力がな  
いと認めるときに行うものとする。

（送付による交付）

第9条 交付手数料のほか送付に要する費用を負担する場合は、法第38条第1項及び法第81条  
第3項において準用する法第78条第1項の規定により交付される書類の送付を求めることがで  
きる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年高山市条例第5号）の一部を  
次のように改正する。

改 正 前			改 正 後		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
教育委員会委員から固定資産評 価審査委員会委員までに係る部 分（略）		高山市職 員の旅費 に関する	教育委員会委員から固定資産評 価審査委員会委員までに係る部 分（略）		高山市職 員の旅費 に関する
公務災害補償等認 定委員会委員～情 報公開審査会委員 （略）	日額 9,100円	条例（昭 和37年 高山市条 例第21 号。以下	公務災害補償等認 定委員会委員～情 報公開審査会委員 （略）	日額 9,100円	条例（昭 和37年 高山市条 例第21 号。以下
個人情報保護審査 会委員		「旅費条 例」とい う。）に規 定する市 長等の旅 費額に相 当する額	個人情報保護審査 会委員		「旅費条 例」とい う。）に規 定する市 長等の旅 費額に相 当する額
総合計画審議会委 員～水源地域保全 審議会委員（略）			行政不服審査会委 員		
			総合計画審議会委 員～水源地域保全 審議会委員（略）		
			行政不服審査審理 員	日額 30,000円	

スポーツ推進委員の項 (略)

投票管理者から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに係る部分 (略)

スポーツ推進委員の項 (略)

投票管理者から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに係る部分 (略)